

令和6年8月26日招集

令和6年 第8回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和6年第8回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和6年第8回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和6年8月26日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（18名）

2番	元 木 太 志	3番	大 江 弘 哉	4番	留 場 美 佐
5番	仲 野 孝 藏	6番	山 科 幸 子	7番	永 瀬 清 一
8番	石 山 一 穂	9番	栗 原 洋 幸	10番	芦 野 繁 美
11番	阿 部 昇	12番	寒 河 江 一 浩	13番	大 江 正 好
14番	加 藤 友 英	15番	中 谷 裕	16番	高 橋 浩 一
17番	東 海 林 光 輝	18番	門 脇 功	19番	菅 原 繁 治

1. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 報第10号 農地賃貸借契約の合意解約について

第 5 報第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

第 6 議第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第 7 議第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第 8 議第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第 9 議第55号 農用地利用集積計画について

第 10 農地あっせん委員会の報告

第 11 農地転用委員会の報告

第 12 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	深 瀬 忠	農政主査兼係長	高 橋 範 一
農地係長	後 藤 美智子	主 任	杉 浦 ひとみ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和6年第8回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、1番清野周治委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

17番 東海林光輝委員、18番 門脇功委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第7回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第10号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第9、議第55号農用地利用集積計画についてまでの、2報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。深瀬事務局長、お願いします。

【深瀬事務局長】

令和6年、第8回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、1件であります。

報第10号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 85 番 土地の所在：大字若木字若木●●●●、地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,397 m²。賃貸人住所氏名：東根市神町宮団中通り●●●● ●●●●、賃借人住所氏名：東根市神町中央一丁目●●●● ●●●●、解約後の利用：第三者に賃貸借となります。3 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願は 1 件です。

報第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願について

別紙土地に係る農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願について受理したので、本会に報告するものであります。4 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願、

転用申請年月日：令和 6 年 7 月 10 日、土地の所在：大林二丁目●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑 地積：115 m²ほか 1 筆、貸し人住所氏名：東根市大林二丁目●●●● ●●●● 職業：会社員、東根市大林二丁目●●●● ●●●● 職業：無職。借り人住所氏名：東根市中央三丁目 1 番 26 号 株式会社のびのび 代表取締役 齋藤蓉子 職業：保育園経営。取下願年月日：令和 6 年 8 月 9 日、取下願理由：建築資材等の高騰により、金融機関から予定融資額を超える資金が必要となったが、追加資金の準備の目途が立たなかったため、取下願の受理年月日：令和 6 年 8 月 9 日であります。5 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、3 件です。

議第 52 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 92 番 土地の所在：大字蟹沢字南浦●●●●、地目、登記簿：田、現況：畑、地積：539 m²、譲渡人住所氏名：香川県高松市紙町●●●● ●●●●、事由：農業廃止（他市町村へ転出）、経営面積：3 a。譲受人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●●、事由：その他（前の譲渡人死亡に伴う許可取り消し）、経営面積：201 a であります。

以下、受付番号 93 番及び 94 番の 2 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 4 条の許可申請は、1 件です。

議第 53 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 4 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求

めるものであります。8 頁をお開き下さい。

農地法第 4 条第 1 項の規定による、許可申請関係

受付番号 7 番 土地の所在：大字蟹沢字中林●●●●、地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,227 m²。申請人住所氏名：東根市四ツ家●●●● ●●●● 職業：農業、転用後の主要目的：長屋住宅、駐車場、物置、LPG 庫、通路 他で、所要面積計が 1,227 m²であります。

農地法第 4 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

9 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、4 件です。

議第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 5 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。10-1 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係

受付番号 41 番 土地の所在：一本木一丁目●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：228 m²。譲渡人住所氏名：青森県青森市桜川二丁目●●●● ●●●● 職業：会社員、譲受人住所氏名：山形市大字漆山字行段 1422 番地 株式会社山形県自動車販売店リサイクルセンター 代表取締役 遠藤榮次郎 職業：自動車リサイクル業、転用後の主要目的：既存建物、既存駐車場、既存通路他、新設駐車場、所要面積計が 13,229.33 m²、備考として 所有権移転、併用地ありであります。

以下、受付番号 42 番から 44 番の 3 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

11 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第 4 条及び第 5 条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にして下さい。12 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、4 計画です。

議第 55 号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。13 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 244 番 土地の所在：大字若木字若木●●●●、地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：6,064 m²の内 3,000 m²、貸人住所氏名：東根市神町営団南通り●●●● ●●●●●●●●、借人住所氏名：東根市板垣大通り●●●● ●●●●●●●●、種類：賃貸借権設定、利用

目的：樹園地として利用、始期：令和 6 年 8 月 26 日、終期：令和 16 年 8 月 25 日、賃借料：0 円、2 年目より 10 a あたり 10,000 円、10 年新規、借人の耕作面積は 230 a であります。

以下、受付番号 245 番から受付番号 247 番までの 3 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 2 件と、議案 4 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
5 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【5 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、5 番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 8 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 3 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 8 月 15 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

所有権移転の許可申請についてですが

受付番号 92 番の申請事由は、譲受人死亡に伴う許可取り直しとなります。

受付番号 93 番の申請事由は、空き家に付随となります。

受付番号 94 番の申請事由は、新規就農となります。

受付番号 93 番の案件につきましては、空き家に付随する一反歩未満の農地を取得するものであり、下限面積の要件は廃止されていること、定住を促進するための運用であることを考慮し、許可することについては、やむを得ないとの意見の一致をみております。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農希望者である●●●●氏への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第 3 条申請について、許可する事と致しました。

いずれの案件につきましても、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第 11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

8 番、石山一穂農地転用委員会委員長。

【8 番石山一穂農地転用委員会委員長】

はい、8 番石山です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 8 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 4 条による許可申請 1 件、農地法第 5 条による許可申請 4 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 8 月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第 4 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、

受付番号 7 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、

受付番号 41 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、駐車場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

受付番号 42 番から 44 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、受付番号 42 番は集落に接続して農家住宅、受付番号 43 番は既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えない範囲で宅地拡張、受付番号 44 番は集落に接続して一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (e)」に該当

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) e (e)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 12、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。15 分をめぐに、地区委員会の開会をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【2 番 元木太志委員】

2 番元木です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 53 号及び議第 54 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 55 号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【13 番大江正好委員】

13 番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 55 号については、水田として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【7 番永瀬清一委員】

7 番永瀬です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 52 号については、新規就農や許可の取り直し等によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 54 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第 10 号、農地賃貸借契約の合意解約について及び、報第 11 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第 52 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 53 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 54 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 55 号農用地利用集積計画について、以上 4 案件について一括して採決致します。

お諮りいたします。

議第 52 号から議第 55 号までについて、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第 52 号から議第 55 号については、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 6 年第 8 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前 10 時 34 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員